

# 令和3年第9回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年9月28日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室 304

【出席委員】	1 小峯完治、2 和久津一美、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、11 滝沢和一
【欠席委員】	3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、10 住谷行雄
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和3年第9回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち7名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。  (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 9番の砂川委員と、11番の滝沢委員にお願いします。
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。  (傍聴人入室)
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年9月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。

	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるためには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。</p> <p>申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合のもので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、内容をご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、世帯で23,797㎡の田畑を所有しており、既に所有農地面積が5,000㎡を超えるため、下限面積を満たすと考えております。</p> <p>また、事務局が確認したところ、その全ての土地を適正に管理しているようでしたので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間約300日農作業に従事しているとのことです。</p> <p>譲受人は、倉田地区で長年農作業に従事しており、今後も地域との調和を図ることは十分可能であると考えております。</p> <p>申請地取得後は、水稻を作付けする予定とのことで伺っております。</p> <p>なお、申請地は農地で囲まれており、道路に接しておりませんが、申請者の父親が道路と申請地の間に位置する1筆を所有しているため、申請者が耕作することは可能であると考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>9月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、白根委員からお願いします。</p>

白根委員	<p>9月27日に申請者宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>事務局の説明通り、申請者は年間300日以上農作業に従事しているようで、申請地では水稻を作付けする予定だと仰っていました。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年9月農業員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。</p> <p>まず、第1号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和2年11月の除外申出案件で、申請地は令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は90.33㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p>

	<p>なお、申請者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは、既に事務局で確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。      それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。      申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。      それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。      第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。      続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年9月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和2年11月の除外申出案件で、申請地は令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件も、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は64.59㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申請者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは、既に事務局で確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年9月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>申請地は市街地に近接している農地であるため、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は86.95㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、本件は農地を分断するように住宅を建築する計画であるため、今後、農地を効率的に利用することが難しくなってまいります。</p> <p>そのため、「農地を分断しない場所への建築を検討していただけないか」と、代理人に話をしたところ、“申請地の東側に隣接する農地は既に売約済み”とのことでしたので、今後、農地転用の許可申請が行われることが予想されます。</p> <p>念のため譲渡人にも確認したところ、「確かに売約済みである」とのことでした。</p> <p>こちらの申請者も6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは、既に事務局で確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第4号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年9月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは、一時転用の案件になります。</p> <p>一時転用とは、その名のとおり農地を一時的に転用することです。</p> <p>そのため、将来的には農地へ復元することになります。</p> <p>一時転用の期間は最大3年間と決まっておりますが、この案件は来年の4月に農地に復元する予定とのことですので、期間に問題は無いと考えます。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地ですが、復元計画によると、工事完了後直ちに鉄板を撤去するとのことで、桶川市長より適合証明書が交付されております。</p> <p>従って、農用地区域からの除外をすることなく一時的に農地を転用することが認められております。</p> <p>こちらは賃借権を設定する案件で、主な転用目的は駐車場です。</p> <p>本件は、上尾道路整備事業として雨水貯留施設工事をするにあたり、従業員の駐車場が必要となるため、申請に至りました。</p> <p>現在、既に工事は始まっており、車両は工事現場内に駐車させているようですが、工事が進むにつれて駐車スペースが無くなってしまおうとのことでした。</p> <p>また、休憩所やトイレが無いため、これを機にそれらも設置するとのことですが、工事をするにはやむを得ないと考えております。</p> <p>そのため、申請地には駐車スペースの外、資材倉庫や休憩施設等も設置される予定です。</p>

	<p>転用面積は2筆合せて400㎡で、申請地全体に土木シート及び鉄板を敷く計画となっております。</p> <p>なお、雨水流出防除及び進入防止のため、申請地の周囲には土嚢及びネットを設置する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第4号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局に説明していただきますが、委員の中に「農業委員会等に関する法律」第31条第1項で定められた、「農業委員会の委員又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない」との規定に該当する委員が含まれておりますので、該当する委員の本案件審議中の退室を求めます。</p> <p>（白根委員退室）</p>
議長	<p>それでは、まず第1号件から第3号件までを審議したいと思います。</p> <p>その後、白根委員に入室していただき、第4号件を審議します。</p> <p>それでは、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年9月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、4筆です。</p> <p>全て新規のもので、利用権の設定期間は3筆が5年間、1筆が3年間です。</p>

	<p>利用権を設定する土地の合計面積は、2,613㎡となっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。 対象地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第1号件から第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第1号件から第3号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 退室した委員に入室するよう伝えてください。</p> <p>(白根委員入室)</p>
議長	<p>白根委員が戻りましたので、第3号議案第4号件について審議したいと思います。 現地調査班長の砂川委員は、再度、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>対象地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第4号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページをご覧ください。</p>

	<p>報告件数は12件です。</p> <p>全て所有権の移転で、その内訳は9件が住宅敷地、1件が建物敷地、1件が事務所敷地、1件が寺院の境内地です。</p> <p>なお、令和3年8月20日から同年9月10日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和3年10月19日（火）の午前9時から、第1班の班長と会長の2名で行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は、令和3年10月25日（月）の午後2時から、市役所3階の会議室304でAグループが行いますので、Bグループの皆様はご注意ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時3分</p>